

平成25年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成25年 9月24日（火）9時30分 宣告

1、出席議員

1番 西尾 幸太郎	6番 平田 文夫	11番 高宮 陽一
2番 池田 賢治	7番 齋藤 幸廣	13番 遠藤 義光
3番 安部 大助	8番 小野 昌士	14番 池田 信博
4番 佐々木 雅秀	9番 齋藤 昭一	15番 福田 晃
5番 前田 芳樹	10番 石田 茂春	16番 安部 和子

1、欠席議員

12番 米澤 壽重

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田 和久	定住対策課長 八幡 哲
副町長 池田 高世偉	農林水産課長 佐々木 千明
教育長 山本 和博	上下水道課長 山崎 龍一
総務課長 大庭 孝久	建設課長 井川 善寿
会計管理者 井川 芳樹	総務学校教育課長 村上 孝三
企画財政課長 渡部 誠	生涯学習課長 濱田 勉
税務課長 池田 茂良	布施支所長 大上 一郎
町民課長 名越 玲子	五箇支所長 宮本 智幸
福祉課長 阿部 眞澄	都万支所長 田中 秀喜
保健課長 長田 栄	行政係長 中村 恒一
環境課長 山川 由夫	財政係長 宇野 慎一
観光課長 吉田 隆	

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一

事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 22人

議事の経過

議長（石田茂春）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択性としています。また、質問時間は答弁を除き30分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものでもありますので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、始めの質問に対する答弁の不明瞭な点に対する質問でありますので、質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、9番：齋藤昭一 議員

9番（齋藤昭一）

隠岐ジオパーク世界認定についてお伺いします。

隠岐ジオパークの加盟登録後の活動はどのように確認をしたいと思います。

まずもって、隠岐世界ジオパーク加盟認定おめでとうございます。

町長、教育長を始め、関係するスタッフ一同の加盟に向けたくじけぬ忍耐と努力によって成功に導いたことに心よりお慶び申し上げます。

平成 20 年 12 月定例会の一般質問でジオパーク参加を呼びかけてから、約 5 年の短期間で世界に隠岐の自然、歴史、文化を知らしめることになりました。大変なことであります。改めて現場で取組んできた関係者には頭が下がります。

さて、大きなハードルを一つ越えました。これから第二のステージに入ります。「隠岐世界ジオパーク」を隠岐の観光や教育にいかに関活用していくかが本番でございます。

以前にも申し上げましたとおり、教育委員会の仕事は加盟実現までではないでしょうか。今後は、一般住民や観光協会、商工会、各種団体などに事業をバトンタッチして、誘客運動を推進させなければならないと思います。

今までたくさんの質問をしてきた中で、今だ未定とした事案がありましたが、その先送りになっていた事案の進捗状況について、具体的に構想をお聞きしたい。五個ほどあります。

一、「一般来島者や、外国人へのガイド対策」これは、21年の第3回定例会での「一般質問」の回答では、ガイドの人材育成、外国語での案内ができる人材育成に取り組むということでございました。その後どうなって進展しているか。

22年の第3回定例会では、隠岐の島町観光協会や隠岐地区雇用促進協議会と連携して養成講座を開催し育成に努める、また、初・中・上級 35名を育成するというものでございました。

観光協会の職員やタクシー運転手のガイド養成及び窓口における外国語の対応が必要であるということでもございました。

二つ目です「隠岐世界ジオパークとしてのセンター窓口はどこに置くのだろうか」隠岐の島観光協会が主体となり取り組むとのことでもございましたが、その組織はできたのでしょうか。また他に考えはあるのでしょうか。

三つ目は「観光地整備、案内板の設置、外国語の説明看板の整備を図る件」これは、22年9月定例会では、島前島後 120箇所に 2年間で設置するとありましたが、現状説明をお願いいたします。

四つ目「宿泊施設」であります。大学・研究機関等専門家などの長期に滞在する人に空き校舎などの提供はできないものか。また、宿泊施設は来島者への対応は完璧でないといけません。関係者への周知を図る必要があると思うが、その取組みは、町内の宿泊施設業者との連携は、

五つ目「学校教育等への活用を考えているか」小中高生徒への周知教育は実施されてきた

ようです。今後、彼らが中心になって来島者への案内や、島外に出て宣伝ができる課外活動が組めるものであろうか、そうすることによって故郷に愛着が生まれはしないかということです。この五つでございます。

山陰海岸ジオパークは、現在は従来からの観光地を主に取り上げております。世界ジオパークに加盟しているというネームバリューを前面に出して、実際は前から存続している鳥取砂丘、砂の美術館等、鳥取に限りますが主なスポットでございます。また、円安の影響もあり東アジアの方々が増えているそうでございます。肝心の海岸線は伸び悩んでいるようです。

これからは、町長にお伺いします。

隠岐は竹島問題を抱えて、更にジオパークで国内から熱い視線を浴びることになりました。国民は隠岐から目が離せません。このビッグチャンスを生かすか殺すかは今後の取組みにかかっております。どんな対策を考えておられるのかお聞きしたい。

山陰海岸ジオパークでは、関東・東京からが一番の入り込み客数だそうです。国交省は羽田空港への発着枠が地方にも開放されると言われますが、羽田・隠岐間を強力に推し進めるお考えはないでしょうか。

いずれにしても、隠岐諸島住民が一丸となって協力して取り組む必要があると考えます。観光はトータル産業です。島の経済が潤えば島外に出て行く人も減り、逆にUターン者の増加となることでしょう。隠岐世界ジオパークをしっかりと利用して、豊かな島になるよう願います。

前にも申し上げましたが、“夢が近づけば目標になる”実に良い響きでございます。目標というのは「隠岐世界ジオパーク」のお墨付きをもらい、観光客入込数12、13万人をこの先2倍でも3倍でも増やすこととあります。いかなる手立てをお考えかお聞きしたい。

番外（教育長 山本和博）

ただ今の、齋藤昭一議員の五つのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、一点目の「一般来島者や、外国の方へのガイド対策について」であります。世界認定を受けたことで、ジオパークに興味のある方、また、海外からの来訪者が増えるものと考えております。現在、きちんと全コースを案内できるガイドは10名でございます。10名ではその方に対応することはできないと考えておりますので、早急にガイドの人材の確保と質の向上を図る必要があります。その育成事業を行う予定にしております。その一つとして、ガイドスキルアップのため、「隠岐ジオパーク検定事業」も予定しております。

また、海外からの来訪者に対しましては、まずは、英語版のリーフレットやガイド資料を

作成いたしました。英語でのガイド、通訳のできる方が必要でありますので、現在、その方たちが数名しかおりませんので、国際交流員や町内在住で外国語の話せる方々の協力も仰ぎながら、その人材の確保に努めなければならないと考えております。

これらのことは、推進協議会と隠岐ジオパーク戦略会議が中心となり、隠岐ジオパークガイド倶楽部や観光協会等が連携して、取組みを強化しなければならないと考えております。

二点目の「隠岐世界ジオパークのセンター窓口について」お答えいたします。

現在、隠岐自然館に隠岐ジオパークのビジターセンターを設け、パネル展示や、リーフレット、ガイドマップの配布等を行っております。また、隠岐世界ジオパークの運営で核となる隠岐ジオパーク戦略会議は、もとのレインボー待合室の一角に事務所を構えて、活動しております。この2つの窓口を一本化して、来訪者にわかりやすい体制にしなければならないと考えております。

三点目の「観光地整備、案内板の設置、外国語の説明看板の整備について」お答えいたします。

これまでに、ジオパークの要素を付加した解説、案内看板等を、環境省、島根県及び町とで町内に86基設置しております。これは英語の説明も載せております。併せまして、文化財看板の設置、遊歩道やジオサイトエリアの環境整備も行っております。

今後は、各施設の必要性に応じて、設置、改修を行っていく予定でありまして、看板等については、そのほとんどが和英標記でありますので、アジアからの来訪者のためにも、中国語、韓国語の説明を追加しなければならないと考えております。

四点目の「宿泊施設の受け入れ対策について」お答えいたします。

以前から世界認定を念頭に置き、観光協会を中心に宿泊施設や観光関連業者を対象とした各種研修会等を開催し、資質向上に取り組んでまいったところであります。

海外からの来訪者につきましては、一部ではありますが、タブレットや電子辞書などで対応しておりまして、徐々にではありますが英会話のできる従業員も増えている状況であります。しかしながら、全ての宿泊施設等で対応できていないのが現状でありまして、先進地の事例も参考にしながら検討を進めてまいります。

また、大学や研究機関の方々が、ジオパークの研究・調査のため長期に滞在されることも予想されますので、集会所や空き校舎等で対応できないものが検討してまいります。

五点目の「学校教育への活用について」お答えいたします。

小中学校では、推進協議会の講師によりジオパーク学習に取り組んでまいりました。平成23

年度から平成 25 年度上半期までは、小中学校合わせて 61 件、延べ約 2,100 人の児童生徒が学習に取り組んでおります。

現在、ジオパークに関する学習は各小中学校で異なっておりますので、これからはジオパークを系統立てて学習することや、年間の教育課程の中に入れ込むことも検討してまいりたいと考えております。更に、小中学校の新任教員や隠岐に初めて着任された教員に対しましては、ジオパークの学習を行うことも検討しております。

また、隠岐高校では、今まで 1、2 年生が年間 8 時間、ジオパークの学習に取り組んでまいりました。来年度からは、「隠岐ジオパーク探究」という一つの授業の教科として設定し、3 年生がジオパークのまとめとなる学習を実施する予定としております。これは現在、県教育委員会と検討中ですが、正式な教科としたいという隠岐高校の校長先生の意向をもっております。

以上、五点のご質問にお答えしたところですが、世界認定を受けたこれからは「世界」という冠を利用し、国内外から大勢の皆様に来島していただく PR 活動及びその方々を受入れる体制作りや、独特な資源と文化を守り伝えるための教育に力を注ぎ、関係者の皆様と一緒に、地域に根付く「隠岐世界ジオパーク」にしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

齋藤議員の私へのご質問は、「東京都を中心とした首都圏からの誘客対策について」のご質問であったかと思っております。お答えをいたしたいと思っております。

ご承知のように、東京都市圏には、現在約 3,700 万人からの人が住んでおられて、これに出張者とか関係者が毎日生活するのは 4,000 万とか 5,000 万といわれております。全国の約 29 パーセントの方々が東京に住んでいらっしゃいます。この東京からの誘客推進には、何とでも欠かせられないもので、これに取り組んで行かなければならないと、我々も日頃からそう考えております。

隠岐空港の滑走路延長が実現いたしましたのが平成 18 年でございます。その当初から、羽田と隠岐を結ぶ航空機直行便の運航は我々の夢であり目標でございました。

この度新しい事業といたしまして、明日国土交通省の政務官がおいでになります。羽田空港の国内線発着枠を配分する政策コンテストを実施すると発表がございました。このことを受けまして、現在、航空会社はもちろん島根県を始め関係団体との間でどうやったら実現できるのか、協議を進めているところでございます。今しばらくお待ちいただきたいと思

ます。

本町におきましては、観光を機軸とした対策が最重要施策であり、移動時間の短縮でありますとか快適性などを考えますと、航空機が持つ優位性を活かしまして、魅力ある首都圏からの観光客を誘致し、交流人口の拡大に努めてまいりたいとこのように考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げ、私の答弁に代えさせていただきたいと思っております。

9番（ 齋藤 昭一 ）

一点目のガイドの件ですが、外国語の話せる人の協力を仰ぎながらと、初めて謳っております。これは、私が以前から申し上げていたのですが。とにかく英語中心ですが外国語が話せる人がたくさんおられます。

先般も、防災の時に通訳として出ておられた方々がおられますが、よく検討して協力を願ったらいと前から申し上げておりましたので、ひとつよろしくお願いをしたいと思っております。とにかく、ガイドは重要でございますので。顔ですから。

次に、案内板ですが120個とおっしゃった後34基、計算でいうと島前も含めての86基ということではなく、島前とは別に86基という意味だと思っておりますが、この辺もう一度確認したいと思っております。

次に、窓口というのがありましたが、これは町内の活動拠点は観光客からよく見える場所に置くのは当たり前でありまして、その責任者を問い質しているところではありません。

「隠岐世界ジオパーク推進協議会」という会は今後も存続するだろうか、県の担当者や担当課、隠岐の島町教育委員会、役場観光課、隠岐の島町観光協会、隠岐観光協会、商工会等たくさんありますが、それらの役割はどういうふうになっているのか。今日は資料がないと思っておりますから、できたら図示してこの部所はこの担当をするのだと、そのトップにあるのは誰か、誰がまとめるのか、町長がまとめるのか、委員会の長がまとめるのか、三角形の組織図のようなものがあれば命令系統が一括でできるのではないかと考えての質問です。今後これは宿題としておきます。できる、できないも含めてであります。

次に、小中学校生徒への周知教育はさすがに教育委員会ですから、教育に関することは抜かりがないと思って聞いておりました。今後とも息切れしないように活動をお願いしたいと思います。

最後に、町長の答弁でございますが、確かに羽田空港の国内線発着枠を配分する「政策コンテスト」というのがございます。いろんなことがたくさん書いてありましたが、とにかく地域や航空会社とのパートナーシップによって実施する地方航空のネットワークの充実とい

うのが非常に叫ばれておりまして、これは重要視しなければならない。ここにどんどん参入して行かなければいけないと思います。

山陰中央新報に、スカイマークというのが米子に就航すると出ております。米子から成田、神戸、来年には札幌や羽田へということで話題にも上がってきております。これもやはりきちんと声をかけてやるべきではないかと。ただ頼るだけでなく、各航空会社へのアプローチが必要ではないかと、そこに営業マンを放り込む体制も整えたらよいと思いますが、この辺のことも併せて役場中心でなくても商工会等ありますので、そういう人たちと一緒に活動したらどうかと。関東地区は3分の1の国民が集まっている所ですから、これを何とか呼び込まないと隠岐もだめではないかと思ひまして、前にも言いましたがその辺りも併せましてもう一度聞きたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

番外（ 教育長 山本和博 ）

齋藤議員の再質問にお答ををいたしたいと思ひます。

まず一点目、外国語を話せるガイドについての件でございます。

英語、あるいは韓国語、中国語を話せる方が必要だと申しました。現在、2、3の方に当っておりまして、できたら町内で外国語で話せる方をこちらでチェックしまして検討してまいりたいと思ひます。まず、単なる通訳ではなくジオパークのことについてある程度勉強していただくなくてはなりませんので。先ほど議員さん言われましたように“隠岐の顔”となるはずですので、その辺のことをこれからリストアップした後、研修していただいて養成して行きたいと考えております。

二番目の看板についてでございます。これは現在、本町 86 基設置しているということです。

次に、組織について図示したものを示してほしいと言われました。現在、推進協議会を合庁に置いておりますが、これから再認定を受けるまでは合庁の方に事務所を置いて、各町村から職員を現在と同じような体制で4年間設置する予定にしておりますので、そこを中心に図示をさせたいと思ひます。図示したものは、皆様にご提供したいと思ひます。

最後に学校教育についてですが、先ほども言いましたが年間 61 件、この 23 年度から 25 年度上半期まで取組んでおりますが、内容が各学校バラバラですので、今後はジオパークをできたら系統立てて、年間指導計画の中に「ジオパーク」をこういう具合に取組むということ位置づけして取組ませたいと検討しております。以上です。

番外（ 町長 松田和久 ）

齋藤議員の私への再質問にお答えをいたしたいと思いますが、この羽田枠の問題につきましても、これも365日の2年間ですから、そうすると冬場もジェット機が飛ぶということですから。そうなってくると受入れ体制がきちんとしてないといけないということもありますし、2年間7割、8割をキープしないといけないということは並大抵ではありません。そうなってくると航空会社、観光のトップシーズンの頃はいいとしても、365日7割、8割キープさせるような対策というのはなかなか難しいです。航空会社も赤字になってもやりますというわけにはいきません。それに対して、どう県や町で支援して行くかということも一方で考えながら相談を進めないといけないということで、非常にハードルが高いものがありますが、やはり2年間どうでも受けて、結果を見ながら明日につなげて行きたいという思いでございます。そういうことで、今前向きに取り組んでおります。

次に米子空港へのスカイマークの件でございますが、こういった格安な路線が整備されることは、これは隠岐にとっても非常に有利と考えるので積極的に対応をしてまいりたいと思います。

町民の方からも、ジオパーク世界認定「よかったですね。」という電話が相当ございました。やはり「世界」という冠が付きましたからには、世界が認める“誇れるまち”に、私たちは生きているという誇りをまず持ちたい。

この最近休みの期間中に掃除してみると、何と空き缶ポイ捨て、昨日飲んだような空き缶がたくさん捨ててあります。交通安全のときに「乗るなら飲まない、飲ませない」と“三ない運動”をやっておりますが、ここに住んでいる人が、空き缶を捨てるようなことが絶対になくなるような対策も一方では考えながら、この島に行ったら本当にきれいな美しい島だと言われるような環境を自らが創り出していくようなことを、やはり政策を徹底的していくような“まちづくり”が今まさに求められている気がして私はならないわけでありまして。

そういったことについても、徹底的に今後課長会で相談をしながら方向を出してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

9番（ 齋 藤 昭 一 ）

再質問で終わろうと思いましたが一言だけ、コンテスト枠の取扱いというのは、これは夏ダイヤ、冬ダイヤというのを1つのターゲットにしておりますので年間ではありません。また年間飛ぶということは大変なことでありまして、今大阪便が飛んでいるようなもの、それと名古屋便が運航いたしましたFDA、こういうのを利用して大いに営業活動を続けてほしいと思います。

まちの美化運動については、たくさんの議員さんがおられますし、町の人々の代表でございますので執行部と併せてこれからどんどん遂行して行きてもらえたらと私も思います。皆さんの協力と努力をいただいております。終わります。

番外（ 町長 松田和久 ）

再々質問でございますが、先ほどのコンテストでございますが、これは1シーズン1年、夏ダイヤと冬ダイヤではなく通年で2年間の事業でありますので、いい頃にだけ年2回ではございませんのでよろしくお願いいたしますと思います。

議長（ 石田茂春 ）

以上で、齋藤昭一 議員の一般質問を終わります。

次に、12番：米澤壽重 議員であります。冒頭に事務局長から連絡がありましたように、本日欠席のため、通告しておりました一般質問は取下げといたします。

次に、1番：西尾幸太郎 議員

1番（ 西尾幸太郎 ）

初めての一般質問でかなり緊張をしておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の質問は、「ふるさと納税」についてです。

平成20年度より始まりましたふるさと納税制度も、今年で6年目となります。この制度は、本町においても大変ありがたい制度で、昨年も36件、総額250万円を超える寄付を頂いております。

一方、全国での利用者数をみますと、平成24年度で74万1千件、総額694億円で決して全国民に対して浸透している制度とは言えず、まだまだ伸びしろがある状態といえます。隠岐の島町でも工夫次第で寄付の件数を伸ばすことができる分野だと考えております。

そこで、二点について町の考え方や今後の方針について質問いたします。

まず一点目は、現在、隠岐の島町へふるさと納税を行おうと思った場合、インターネットや郵送、FAXやEメールで申し込み、その後郵送されてくる専用納付書で納付するようになっています。しかし、わざわざ金融機関まで足を運んで納付しなければならないなど、寄付者にとって利便性の高い納付方法ではありません。

安来市などは、インターネット上でクレジット決済により納付できる仕組みを取入れています。隠岐の島町においても、納付の敷居を下げるために利用者が納付しやすい方法を取入れるべきと考えますが、町としてどうお考えでしょうか。

二点目は、「ふるさと納税ポータルサイトふるさとチョイス」というサイトをご存じでしょ

うか。このサイトは、全国各地のふるさと納税に関する情報をまとめているサイトです。

近年、ふるさと納税を行うと地産品などを特典として寄付者に送る自治体も増えてきましたが、そのような特典情報やクレジット決済に対応しているかなどの情報を「ふるさとチョイス」ではわかりやすくまとめて情報発信しています。ふるさと納税を考えている方全てではありませんが、このようなサイトを参考に寄付する自治体を決める方もたくさんおられるようです。

隠岐の島町においても地域資源を活かした商品開発を民間と協力して行っておりますが、それらで開発された魅力的な地産品をふるさと納税の特典にし寄付件数の拡大を図る必要があると思いますが、町としてはどうお考えでしょうか。

以上、二点のご回答をよろしくお願いいたします。

番外（町長 松田和久）

西尾議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

一点目の「ふるさと納税の納付方法について」でございますが、これをクレジット決済等活用し納付しやすい環境づくりをする考えは、というご質問でございました。

本町のふるさと納税の手続きは、申し込みをいただいた方へ専用納付書を郵送させていただきまして金融機関からの送金をしていただくという、言ってみれば“手間のかかる流れ”でございます、ご指摘のとおりでございます。

クレジット決済につきましては、インターネット上で行うわけですが、公金の決済についてでございますのでまだ全国的には数が少なく、島根県においても2市町と報告を受けております。今お話のございました安来市におきましては、ふるさと納税の約半数が、クレジット決済ということだそうでございます。

議員ご指摘の寄付をしていただく方々の納付しやすい環境づくりは、非常に大切なことでございまして、こういったことによって希望される方は多くなるということも事実かと思えます。

今後、インターネット上の、一方では危険性もないわけでもありません。セキュリティの問題もあります。そういったことを踏まえながら、他の税、使用料等含めて検討しなければならない、そういった時代に差し掛かってきていることも事実でありまして、今少し時間をいただいて、前向きにどうやったらいいか検討させてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、二点目の「寄付者へのお礼について」でございますが、「地産品を活用した魅力ある

ものを特典にする考えはないか」ですが、例えば“さざえ”等を送ってあげるとか、そういうのも一つの方法かと思いますが、現在、本町では、ふるさと納税で応援して下さった方に対しては、広報紙を1年間発送させていただいておりますし、観光カレンダーを特典として差上げているところであります。

近年、他市町村において地元産品等を特典として実施しているところが増えつつあるようにも伺っておりますので、本町がその取組みをするのが良いのか、悪いのか、そういったことについて、どのようなやり方で対応したらいいのか、確かに地産地消にもつながってくると思うので、検討するように課長会でもいろいろ話をしておりますので、今少しこの二点につきましてはご猶予いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

1番（西尾幸太郎）

再質問というわけではないですが、クレジット決済に関しては少なくとも県内2市町が先進事例としてあるわけですので、こちらの方に導入の仕方であるとか聞いて、行政の行うことなので多少時間がかかるというのは理解するところではあるのですが、できれば来年度から直ぐにでもクレジット決済に関しては実施すべきと思いますので、是非検討のほどよろしくをお願いいたします。

ふるさと納税に関しては単なる寄付制度ではなく、地元の魅力であるとか、地産品のPR、の場として数多くの自治体がそういう使い方をしているわけで、隠岐の島町においても基本的には地産品を売って外貨を稼がなくてはいけないというような取組みをしているわけですので、是非そういった方向で「ふるさと納税制度」に関しても活用していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

番外（町長松田和久）

再質問にお答えをいたしたいと思えます。

実は今、ご案内のようにジェットホイルを来年の春から就航させるようにしておりまして、そして、隠岐汽船の方には実はクレジット決済で券が購入できる、そういったことについても前向きに取り組んでほしい、そういう時代だということも隠岐汽船に要求をしております。

また、「行政が時間がかかるというのはわかりませんが。」ということですが、私もできましたら早く方向を出して、隠岐汽船に言うだけでなく隠岐汽船も本当かという気持ちになるためにも、そういったことを考えればよいと思えます。

実は、平成5年に、覚えていらっしゃる方もおられるかと思いますが、“いかのおどろ漬”を作りましたが、あれも一旦しぼんでおりましたが、最近また少しタレを変えて作っており

ますが非常に評判が良いです。例えば、こういったものなどをPRも兼ねて送ってやることはできないものかと、私も議員さんからのご質問をいただいて、実は関係者にも話をして、役場が連絡すれば、そこから送ってもらえれば宣伝にもなるし、そんなに高いものでもありませんので。そういったことも含めて前向きに2件とも取組んで行くべきだと思っておりますので、今少し時間をいただいて早く対応できるよう更に検討を進めさせて行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（石田茂春）

以上で、西尾幸太郎議員の一般質問を終わります。

次に、5番：前田芳樹議員

5番（前田芳樹）

それでは質問に入らせていただきます。

まず一点目でございますが、町道から個人宅地内への雨水流入防止措置について、こういうことは本来あってはならないことで、迅速に善処措置をとるべきではないかという点に関しお伺いをいたします。

このことについて最近になって、西郷で2件、中村で1件、3件の相談がまいりました。現地確認に行ってみましたら、どれも降雨時に道路の表面水が個人宅地内に流水して床上床下浸水を招いて困っているというものでございました。それぞれ土嚢を積んだり防水板を設置したりしながら自助努力でしのいでおられました。

1件目、町道沿いの排水路の側壁の高さ不足で路面の雨水と上流からの流水が宅地側に流入するというものでございました。

2件目、町道の路肩に防水壁がないために路面の雨水が宅地に流入するというものでした。

3件目、町道沿いに道路側溝も横断溝もなく路面の雨水が宅地に流入する。宅地内を通る排水路を個人負担で設置したが大雨時には排水しきれない、という状況でした。

どれも小規模な対処で改善されるものでありましたが、個人エゴでものを言わない遠慮深い方々でありました。雨の度ごとに浸水への不安を抱き長い期間にわたって自分で対処してきたそうです。

町道に構造的な欠陥があれば管理者が修繕するべきことであって、もちろん町は改善要望の情報が届けば対処してきたはずであります。行政組織上は自治会長を通じて役場担当に要望すればよいことになってはいますが、自分で言っても区長も役場も相手にしてくれないだろうと思っただけで言えなかったそうで、通常ルートに乗らない場合もあるようでございます。

町道に構造的な欠陥があって雨水が個人宅地内に流入し床上床下浸水を招くようなことは本来あってはならないことで、一個人からでも改善要望が発生したときには一段と親切丁寧な姿勢で迅速に善処措置をとるべきではないか、町長の見解を伺います。

番外（町長 松田和久）

ただ今の前田議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、分割質問一点目の「町道から個人宅地内への雨水流入防止措置について」のご質問でございましたが、議員が相談を受けられた道路などの件につきましては、担当課にも多く寄せられておりました、その都度、内容を聞き取り現地状況を把握して日常生活に支障のないよう対応するよう心がけて今までできております。

私といたしましては、住民の方々からの様々な相談についてはよく話を聞いて、納得のいくよう懇切丁寧な対応をするよう、職員にはいつも今朝もそうですが朝礼に出てそのことを話しておりますし、課長会でも度々話をしております。

私もこの雨水問題では直接1件ございました。電話があったものですから直ぐ所管課に話をして、直ぐ現場に行ってお対応しております、それはあってはならないことですので、別に自治会を通して云々ではなく直接役場の方でも、議員さんを通して結構ですから話があれば対応させたいというように考えておりました、そういうようにやっているつもりでございますので、何かありましたらまたご連絡いただければと思います。お願いします。

5番（前田芳樹）

話はよくわかります。一つだけ再質問いたします。

私は、3件とも区長さんに頼みましたと聞きしたら何れの方も「いいえ」でございました。

この種の要望を汲み上げる役場の現在の制度が、まず一番目に自治会を通じて申し入れる。そして二つ目には、行政相談や困りごと相談に、三つ目に個人単独で申し入れる。

しかし、これで万全ではないようでございます。視点を変えて住民から見てどうなのかと考えたときに、どうせ自分が行っても役場が相手にしてくれないと思ひ込むようなことがないようにしないとイケないのではと思います。

従いまして、この種の困りごとが直訴できるような、制度的に更に気楽に住民が申入れをできるような受付窓口を常に設置するぐらいの姿勢が持てないのかと思いますので、その点を伺います。

番外（町長 松田和久）

再質問にお答えをいたしますが、そういう窓口設置は考えておりません。

私は、課長会で最近が高齢化比率が 35 パーセントを超えるようになった、みんな年をとって年金も国保も水道料金も全部納付書の下欄には「隠岐の島町長 松田和久」と書いてある。ですから、家にタクシーで来れば分かると思って来られるような、そういったことになってしまっているのです。世の中変わってきた、そういう中でいったいどうしたらいいかということ、これを課長自ら考えてほしい。今までは、「ちょっとそげなことやなんか言われたって。」ということがあったと思うのです。それも一旦は真摯に受止めて、「大変難しい問題ですが分かりました少し時間をください。」と言って直ぐにみんなと検討しよう。そして検討したら、一週間以内に解決できなくても経過について電話をしてあげる。そうしないと「うまいこと言っちゃだいで、もう 1 か月も経つのに役場は何にも言ってこんに。」と電話もいただくことがあります。そういったことがあってはならない。大満寺にあがる道は、有木からだけでなく原田でも、場合によっては布施からでも行ける。だから少し方法を考えていけば、従来でできなかったこともできるかも分からない。そういうことも課長会では話をしています。

そういうことですので、自治会を通さなくてもいろんな方々がいらっしゃいます。どうぞ役場の方に、所管課の方に連絡をしていただく。あるいはまた、議員さんとか、関係者の方、区長さんでもいいですが、話をすれば必ず現場に出向いて私は現場主義で行こうということも申しておりますので、ですから今のところは、そういう部局をつくってということは考えてはおりませんが、その前に全部対応できるように徹底を更に図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

5 番（ 前 田 芳 樹 ）

次の質問にまいります。

二点目、海岸漂着物回収・処理について、西側海岸の漂着物は膨大な量になっております。地域住民は高齢化でもう限界、本腰を入れて行政責任を果たすべきではないか、ということについて質問いたします。

この件に関しましては、平成 23 年 3 月定例会で改善のための提案質問をしておりますが、わずかばかりの進展だけで事態は深刻化していますので再度お伺いいたします。

周知のとおり、島の西側海岸へは対馬暖流と冬季の北西風によって膨大な量の漂着物が押し寄せてきます。

一例として私の住む地区の様子を申し上げますが、人力ではとても動かせないロープの巨大なかたまり、肉厚 5 センチ、直径 30 センチ、長さ 10 メートル以上の黒い硬質ビニールパイプとか、得体のしれない大きなプラスチック類、そして最近は大きな松枯れ流木、日本製

ではない魚網、プラスチックのブイ、魚函、一斗缶、発砲ブイ、生活雑貨、あらゆる物が海岸を埋め尽くしています。50年前頃には海藻、くらげ、ハリセンボン等で地区住民総出で、海岸清掃をする必要はありませんでした。30年前頃から総出で清掃するようになりましたが、今では人口減少と高齢化でとても手に負えません。地区出身者を西郷から呼び寄せて70人余りでトン袋に詰め込み満杯になった100袋以上を海岸から道路にクレーンで引き上げております。30人が80歳から90歳です。7月中旬の作業は非常に暑くて高齢者には大きな負担になっております。もう限界だと皆が言っております。

町には管理責任がある延長300メートル余りの漁港港湾管理区域だけでのことです。他の海岸線は手つかずのままは言うまでもございません。

平成24年度からは、当時の担当課長の配慮でわずかに西郷処分場(埋立地)まで町が運搬してくれるようになりました。それまでは、埋立地まで自前でピストン運搬しておりました。

平成23年3月の答弁では「県当局と連携し財政支援の面で国への要望活動を行っていく。漁港9港、港湾10港が本町管理で一定程度の量は責任ある対応が可能だ。」となっておりますが、その後責任ある対応がなされているとは言い難いと思います。

島根県は、漂着ごみ対策事業基金5億円、全県下の処理に平成25年度予算で3億円、そのうち隠岐4か町村に9,500万円を配分しております。これが県管理海岸4,900万円、町村管理海岸4,600万円となっているそうですが、隠岐の島町への配分はいくらで、どう使われているのかという点を聞きたいのです。

ジオ認定で現在の海岸線はきれいにしておくべきですが、高齢化で限界です。県にも更に強く要請すべきであります。都万地区の塩の浜海水浴場だけが町費の業者委託で処理されておりますが、せめて西側集落の目の前の漁港港湾管理区域だけでも建設業者への請負などで本腰を入れて行政が管理者責任を果たすべきではないかと思っております。町長の見解をお伺いします。

番外(町長 松田和久)

分割質問二点目、「海岸漂着物回収・処理について」のご質問にお答えいたしたいと思っております。

平成23年3月議会におきまして、本件につきまして質問をいただいておりますが、その後、平成23年度には伊後港及び白島海岸、平成24年度には大久久保呂海岸、本年度につきましては、津戸港から油井港までの海岸線を漂着ごみ回収地区として実践をいたしているところでございます。

平成 25 年度におきましては、漂着ごみ処分費のうち、処理場までの輸送にかかる経費を補助しておりまして、今後も責任を持って対応していきたいと考えております。

本町管理の漁港 9 港、港湾 10 港の漂着ごみに関してでございますが、先の議会でもお答えをいたしましたとおり、一定程度の漂着ごみの撤去は責任を持って対応させていただいているところであります。

しかしながら、漂着ごみ全てに対処することは、これは隠岐の島町だけではありません。全国の関係する市町村がもう困難だということを言っておりまして、地域の皆様に何とかお願いをして一緒になってやっているというのが実態ではないでしょうか。

また、国や県への財政支援要請につきましては、これは特に日本海側で顕著であります。全国離島振興協議会でありますとか島根県町村会を通じまして、積極的に働きかけを国へ行っているところでございます。

次に、漂着ごみ対策事業基金についてでございますが、議員仰せのとおり島根県全体では 3 億円が予算化されておりまして、隠岐の島町には、2,600 万円が配分されております。

内容につきましては、その内 2,000 万円を先ほどいいましたように津戸から始まります油井までの西海岸回収事業を実施しておりまして、残り 600 万円につきましては、県の事業といたしまして回収事業を予定させていただいているところであります。

以上のことを踏まえまして、漁港・港湾に関わらず、すべての海岸に対処しなければならないと認識しておりますが、この事業は一町村で対応するのは非常に難しい財政問題があります。本来、国の責務として取組むべき事業であると、このように理解をいたしております。これまでございましたグリーンニューディール基金を積んで、国が積極的に対応すべきだという要望活動を行っておりまして、今後も引続き対応してまいりたいとこのように考えておりますので、よろしく願いをして私の答弁に代えたいと思います。

5 番 (前 田 芳 樹)

概略状況わかりました。一点だけ再質問させてください。

端的に申しまして、何故沿岸部の住民だけが漂着ごみに悩まされなければならないのか、80 を超えたお爺さん、お婆さんを借りだして熱中症の危険にさらさなければならないのか、沿岸部の集落は、高齢化と人口減少でいつまでも清掃作業は自前ではできないということですか。

国に回収処理費の負担を求めるのは、原理原則にはかなっていると思います。しかし、これだけでは主体性がなさすぎると感じます。特別交付金、臨時交付金、基金に積立てて財政

再建を進めること非常に大切なことでよく実践されてますが、島の美しい海岸線、この環境改善に主体性を持って管理者責任を果たすことも重要でございます。

さまざまな分野に、一般財源での補助金支出もして島の経済活性化に懸命に取り組んではおりますが、海岸清掃作業の責任を沿岸部住人にだけ負わせないで、海岸環境保全にも一般財源を充てて来年度からでも取り組むべきではないかと感じます。この点、お願いいたします。

番外（ 町長 松田和久 ）

前田議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

おっしゃっておられることは十分に理解できるわけでございます。今年は、先ほど来お話がありますように世界ジオパークネットワークに登録される、そういう島に我々は住んでいる。この陸域部分だけでなく、海岸線のこの状況は非常に憂えるものがあります。

そういったことで、私は、全国離島振興協議会、あるいは県の町村会でも話しておりますが、何とか国の制度資金を使って、そして昔あった木材船のような起重機を付けた鉄船で。そして佐渡と違って、ここは海岸線から県道や国道に即つながってはいれないのですが、そうでない部分が大半です。そうすると例えば、白島海岸でありますとか、久見の方の海岸、これは人力ではどうすることもできない海岸があります。

そこで、鉄船の前側にタイヤ等付けて島の波うち際まで行って、そして陸にあがったものを起重機で取上げるといような専用船を是非建造して、そして島に一つあれば今日は西郷湾、明日はあそこと使っていけば少しは違うではないかと、そういうものを是非考えていきたい。

私は、この「世界ジオパーク認定」を受けたことを契機に、具体的にそういったものについて制度を含めて財政当局や関係当局に協議をさせてみたい。これはもう既に始まっておりますが、話だけでまだどこにもそういうものはできておりません。そういったことも考えながら前向きに行政の責任においてすべきことはしなくてはならないと、このように考えております。

今我々は、地域活性化交付金わずかではございますが、そういうものをやりながら皆で自分の地域の環境を少しでも守っていただければという思いでやっておりますが、何せ金額がわずかです。それで対応できるとは思ってはおりませんが、そういうことで別に海岸線の年寄だけに強引に押付けているつもりはありません。

各地区にはいろいろな問題を抱えていらっしゃると思うのですが、高齢化しておりますので何とかできる行政サービスの一環としてそういったことについても十分に前向きに考えて

行くべきだろうと考えておりました、具体的なことも含めて今少し早く対応を考えさせたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（石田茂春）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終ります。

ここで、休憩といたします。

再開は50分からといたします。

（本会議休憩宣告 10時34分）

議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時50分）

次に、16番：安部和子議員

16番（安部和子）

それでは、自主防災訓練の立上げと避難訓練についてお尋ねいたします。

9月1日は1960年に制定されました「防災の日」でありました。防災に関する行事や訓練が各地で開催されました。今夏、我が島根県西部においては、わずか1か月足らずの間に二度も記録的な豪雨に襲われ甚大な被害を受けました。

「58 豪雨」を教訓に人的被害が少なかったのはせめてもの救いでありました。「天災は忘れたころにやってくる」と言われますが、天災は忘れないうちにもやってくるということをも身をもって学ばされた被災地であったかと思ひます。

災害発生の際の住民の安全確保と生活面で最も重要なことは情報の収集であります、それと同時に避難や救助の訓練は絶対に欠かせないことでもあります。

邑南町では、町と自治会が連携して防災避難訓練を実施していた区域では、要支援者を把握し、避難時に支援が必要な住民の有無を確認していた、これにより地元消防団に要請もでき、一人暮らしの高齢者も安全に避難できたと新聞にはこのように報じられていました。

さて、隠岐の島町であります平成24年の3月定例会において、防災避難訓練を実践検証すべきと私が提言いたしました。そのときの答弁では、「防災訓練は必要でありできるだけ早く実践すべきと考えている。」ということでありました。あれから1年6か月、町は各自治体に呼びかけをしているようですが、90地区の自治会による防災組織の立上げは12.2パーセントの普及率に留まっています。

また、避難訓練を行ったものの自主防災組織は立上げていない区域等さまざまござい

まして、全体的に統制がとれている状況ではないように思われます。

今回の島根県西部の災害を教訓に早急にしかるべき体制を整え、町は防災避難訓練を各地区と連携して実践・検証して町民の安全に備えるべきと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

番外（町長 松田和久）

安部議員のご質問にお答えいたしますが、先ほどお話がございましたように、今年は秋雨前線の停滞によりまして7月28日、8月24日の2回にわたりまして、特に津和野を中心とする県西部、更に8月の豪雨では邑南町に大きな被害もたらされました。

早速、私たちは技術職員を派遣して一日も早い復興を祈りたいと申し上げ、首長からお礼の電話もございましたが、邑南町では実に2,000箇所もあちらこちらが決壊したという大被害に発展をしたそうでございます。

この防災・減災対策につきましては、町が主体の公助の部分と地域で自ら実施する自助・共助といった部分に分かれるのではと思っております、それぞれが重要な役割を果たし合っていくべきだ、このように考えております。

公がとるべき対策、公助につきましては、学校の耐震事業など公共施設の耐震化や避難道路の整備、避難場所の確保、海拔表示板の設置、防災行政無線のデジタル化などに努めることによりまして、自然災害における公助の維持、また、行政機能が低下することがないように取組みを進めなくてはならないと考えているところであります。

しかしながら、災害にいち早く対応し減災をしていくためには、地域が主体となり、自助・共助をすることによりまして、災害から自らの安全を確保するため、自らが気づき、自らが防災意識を高め、地域において自主防災の組織化をすることが最も重要であると考えておりますし、東北の震災以降全国的にもそのように言われているところであります。

本町における自主防災の組織率は12.2パーセントと低く、あの災害があったときには自分のこととして受止めておりますが、“喉もと過ぎれば熱さ忘れる”ということでしょうか。あのときには、県も町もいち早く取組みまして、そして地域にも話をしましたら「そうだ。」ということをおっしゃいましたが、12.2パーセントしか未だ組織がされていない。まだまだその取組みはご指摘のように不足しているところでありますが、自主防災の組織化に向け、平成23年度から各地域で各種研修会でありますとか避難訓練を開催しているところであります。

また、本年度は、各自治会の役員の皆様や各事業所の代表者100名の方々にご参加いただき、防災講演会を開催させていただき、徐々にではございますが自治会の役員の皆様方も自

主防災の組織化の重要性をある程度認識してきていただいているものと思っております。

今後も引き続き、各種研修会、講演会などを企画し、町の防災担当職員と地域との連携を図りながら、自主防災の組織化や避難訓練の実施に向けまして取組みを進めてまいらなくてはならないと考えております。どうかご理解をいただきますようお願いいたします。答弁に代えさせていただきますと思います。

16番(安部和子)

“喉もと過ぎれば熱さ忘れる”全くそのとおりでございます。やはり住民の危機意識の向上は本当に難しい問題であります。今、一生懸命に総務課で取組んでいるのは百も承知でありますが、今言われたように“おっくう”です、動くのが。今、目の前のことでないもので、地域の人たちも“おっくう”だけれども辛抱強く啓発活動を続けるしかないかと思いますが、やはり目標の期限というのがあった方が、これは半強制的にでもやっておいた方が、私は住民自身のためだと思いますので。“おんぼら”とでも、いつまでに百パーセントに近い数字にあげるんだというのを、町長の口から難しいかも知れませんが目標を設定することは大切なことだと思いますので、住民の皆さんにも、知らしめてあげることが大切だと思いますので、一言お願いいたします。

番外(町長松田和久)

安部議員さんの再質問にお答えをいたしたいと思っております。

やはり、有事の際、災害の時には役場がどうか行政がこうだからこうではなく、まず自分を守ることだそうです。とにかく津波等には高台に逃げるのが第一だそうです。このことを東北の各首長さんは声を大にして言っておられます。私もまず高台に逃げるために、高齢者も多いわけですので皆で引張り上げてでもということ、必要な箇所には階段を付けさせてもらいましたが、これは役場があまり押付けて決めるような話ではありません。ただ、「地域に必要ではないでしょうか。」ということで、区長さんや自治会長さんに再度「やはり早く作られたらいいですよ。」ということで何かあったら相談に乗ります、担当者に行かせますと、早く作ってもらうことが得策であるという“流し方”は必要ではないかと思っておりますので、そういったことも併せて考えて行くべきではないかと思っておりますので、その辺りは押付けにならない範囲で考えたいと思っております。

それから災害直後ではあったのですが、早速組織を作られて自主的に防災訓練を地域でなさった地区もあります。そのときにある区長さんが、避難場所になっている集会所に行っても高齢者の方が多い、トイレに行くにも車椅子で行けないし段差が大きい、何とか集会所の

改修費を3分の1補助する制度があるが、避難場所に指定をされている場所だけでも、何とかならないものですかということで相談をして3分の2に繰上げて、避難場所についてもできるだけ速やかに整備ができるように、そういった制度も少し改正させてもらい前向きに取り組んでいかなければならないと考えておりますので、今少し時間をいただいてその件はもう一度「そういうことにならんかと」ということで話をさせていただきたいと思います。できましたら年内に、12.2パーセントが70とか80パーセントとなれるように努力していきたいと思っております。

議長（石田茂春）

以上で、安部和子議員の一般質問を終わります。

次に、7番：齋藤幸廣議員

7番（齋藤幸廣）

通告どおり質問に入らせていただきます。

平成17年からの行財政改革の評価をするにあたり、客観性を保つためにこの間の決算カード、また23年決算を基にした中期財政計画総括表、各年度の市町村財政分析表等を参考にしながら質問していきたいと思っております。

これは、あくまでも客観的な数値によって話していこうと思っております。そしてこれから迎える将来の苦難の時をどう乗切っていくかということに、何らかのヒントになればと考えて質問するところであります。

これまでの行財政改革の評価についてであります。まず分割でこのことから入りたいと思っております。

町の実質単年度収支は、平成17年約5,300万円、18年1,800万円、そして19年からは急激に増えて1億8,800万円、黒字ということですが、20年が2億4,200万円、21年が3億6千万円、22年が約4億円、そして23年度の決算を見ると5億3,600万円、24年度の最新の決算書を見ると1億7,900万円、これは実質単年度収支ということでその年度の黒字幅、ずっと黒字が続いてきたということです。そして、そのほとんどが繰上償還、財政調整基金積立に回されていたということでございます。

私はこのような施策を全面的に否定するつもりはありません。しかしもっと早い段階、合併する平成17年の段階から町の経済の浮揚策、交流人口の拡大策、地場産業育成策にこのお金が回せなかったのか、ということを知りたいと思っております。

二番目は、決算カードで見るとこの間の人件費の削減額は17年と23年、単年度に比較し

てみると3億5千万円減額しております。他に例をみない成果を上げていると言えます。

しかしその一方で、物件費は18、19、20年と減少していますが、21年度には上昇に転じ、23年に急上昇、24年には私が調査した結果では15億6,700万円となって、17年から24年にかけては1億円強の上昇をみております。この物件費というのは第2の人件費というような言われ方をしますが、こういう状況でした。他の支出の項目をみても、人件費ほどの際立った成果はみられておりません。もし、ありましたら私の調査不足ということがあるかも知れませんが、もし数字の上で表れているものがあるとしたらお示しいただきたいと思えます。

このような非常に突出した人件費の削減ということ、こういうことが17年から23年の間行われてきたわけですが、このことについて町長はどのように評価されているのか。どう考えておられるのか、そこを示していただきたいと思えます。

そして第三番目が、平成17年からこれまでの行財政改革を振り返ってみると守りの姿勢ではなかったのかと、私は考えざるを得ませんでした。

人件費の削減、財政指標、実質公債費比率とか、将来負担比率というものでいわれている財政指標の改善のための繰上償還、財政調整基金の積立と、取組みやすく成果の直ぐ現れるものに重点を置いてきた。そしてそれは守りの姿勢ではなかったのか。これらの策は先ほどもいいましたが、財政指標の改善ということを私は否定するつもりはございません。それと併せてもっと当初から町税の伸びを目指した経済対策をすべきではなかったのかということが言いたいわけでありませぬ。

平成27年からは、5年間をかけて交付税の段階的な一本化を視野に入れるならば、これは当然のことだったというふうに私も考えております。

しかし、行財政改革で忘れてならないことは歳出をいかに抑えるかだけでなく、いかに歳入を増やすかです。これは、成果は直ぐには現れません。合併当初から積極的に取り組むべき課題だったと私は考えております。これは執行部だけの問題ではありませんし、議会議員としてもっと強く主張すべきだったというふうに私も考えております。

町税収入は平成17年からの14億300万円、そして平成14年これは一般会計になるのですが、同じ数字くらいになると思うので比較させていただきますが、これも14億300万円くらいになってほとんど同額であります。

先ほど触れたように、町の活性化、経済の活性化、交流人口の拡大、地場産業の育成などに、効果的に財政出動、またソフト面での対策、そういうものが数字に結果として表れてい

ない。そういうことについて、町長はどう評価しているのか。この合併以来の9年間をどう評価しているのかお聞かせ願いたいと思います。

番外（町長 松田和久）

齋藤幸廣議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

一点目の「財政指標の改善に重点をあまりにも置きすぎたのではないか」というご質問でございますが、平成19年度前後は合併以来国の三位一体改革、また、地方交付税や国庫補助金等大きく減額されてきた時代でございました。今までと同じような予算編成ではとてもやっていけない状況に当時なっておりました。地方債の繰上げ償還、逆に基金造成、更には即効性のある職員定数の削減、こういったことを行革本部会で十分検討をさせまして、そして給与カットなどについても取組まざるを得なかったという中で対応してきてまいりました。そのことが現在、良好な数値となりまして、柔軟な予算執行が可能となった。

今年度末でいよいよ実質公債費比率も18パーセントを切って、県知事の認可がなくても、我々がこういう“まちづくり”をしたいと起債申請すれば、それが思うようにできるところまで改善をしてきておりまして、柔軟な予算執行がそういう意味では多少可能になっていると考えているところでございます。

二点目の「歳出でみると人件費の削減だけが一貫して図られたのでは。他に目立った成果はなかったのでは。」というご質問ですが、金額において比較いたしますと、議員仰せのとおり人件費の占める割合は大きくなっておりますことは申し上げるまでもありません。

しかし、同時に公の施設の指定管理者制度によります民間活力の導入を推進するとともに、保育所や小中学校の統合などにも取組み、緊急雇用対策、経済危機対策、定額給付金事業など積極的に取組んでまいりましたことはご理解いただけるかと思えます。

三点目の「経済活性化、町税の増収策は図られなかったのではないか。」というご質問ですが、平成20年度から地方交付税の配分額が徐々に増加してまいりまして、併せて国の経済対策事業等によりまして、総額20億円以上の各種事業に取組んでまいったところでありまして、町の単独事業といたしましても緊急雇用経済対策として4億円あまりの事業を実施してまいったかと思えます。これらが税の増収につながったかどうかは分かりづらいものがございますが、経済が疲弊する中、税収についてはほぼ横ばいになってきております。

旧西郷町も平成10年くらいが14億7、8千万くらいの税収が、町村合併をいたしまして逆に13億台までに減るといふ厳しい状況でございましたが、それ以降14億少々くらいで横並びにきているのは、こういった地域が疲弊する中ではある一定の効果があつてそうなたか

と私自身はそう評価をいたしております、少なからずとも効果は大なり小なりでもあったのではないかと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

7番（ 齋藤 幸 廣 ）

再質問いたします。

まずお断りをしておきますが、私は今までの対策、とってきた経済指標をなるべく良くして改善していこうとか、代表されるような施策を否定しているわけではないのです。それと同時に町税が伸びるような、歳入としての町税収入が伸びるような対策をもっと当初から、今、現在それが少しずつなされているのですが、もっと当初から取り組むべきではなかったのかと言っているのです。それによって、町税収入がもっともっと伸びていく可能性はあったのではないかと。

町税収入は参考までにどういうものがあるかということ、市町村民税、固定資産税、その他普通税に軽自動車税とか市町村たばこ税とか含まれるわけですが、市町村民税の中で占める個人市町村民税、法人市町村民税というのがあるのですが、個人市町村民税平成 21年度の資料、傾向はだいたい同じですので参考に取上げますが、5億7千万円、法人市町村民税は7千万円という桁が違うということ。これが非常に特徴的で隠岐の島町だけの問題かと思ったのですが、国においてもこういう傾向が強いということが言われております。このことは後の問題でも出てきますので覚えていてほしいと思いますが、日本の景気というものが隠岐の島町にどういうふうに及んで行くのかということ。全体の景気の中で隠岐の島町はあまり影響を受けない、離島ですので。おまけに市町村民税個人ということがあって税収の方でもあまり影響を受けない。

私は、この横ばいというのが町の施策において、そういう対策が取られたという結果もあるかもしれませんが、これは数字で出てきております。

そういう中で、評価ということが非常に難しいですが、もう少し町村民税、町税収入を伸ばしていく対策が、なぜ初期の段階からとられなかったのかということ私は何っているところでございます。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

再質問にお答えいたしたいと思いますが、合併直後の頃を思い出していただきたいと思えます。

私は、合併の一番理想的な形というのは、かゆいところに手が届けられるような、行政守備範囲が一番いいと思います。大きくなればなるほど、かゆいところに手が届かない。本当

は合併せずにやれるものならそれが一番良かったかも知れませんが、お互いにもう実質公債費比率は 24 パーセントを超えておりまして、あとわずか借金をすると、言い方は悪いですが夕張のような破綻をするような数値にほとんど近づいた状況の中で合併したのです。

合併した町村の実質公債費比率が良くなるはずはありません。当時松田は、借金することと借金をしないことと、金を返すことばかりやっていると批判されていたことが私の耳にも入っていましたが、しかし今ここを踏み込まないと、我慢していかないと夕張になってしまう。なってしまってからでは遅いということで取組んだのが行財政改革でございました。

そういう中で、国ももうやれないから平成 7 年に合併特例法ができたのです。そして合併をしました。特に西日本はほとんど合併をしたのです。当時 2,300 くらいあった市町村が一気に千ちょっとまでに減ってきた。特に原発を抱えていないような市町村が多い西日本では合併が進んだ。

その合併をしたことによりまして、国は何を考えたか“三位一体改革”です。そういう中でやってきて、結果的には今おっしゃったことが言えるとは思いますが、当時はそここではなかった。

今、少し財政状況も良くなりましたが、交付税が旧 4 か町村あると仮定して計算されたものが 27 年からは一本算定に、1 割、3 割、5 割、7 割、10 割という形になって平成 31 年からは一本算定になる。完全一本算定になれば、今の試算だけでも 19 億からの交付税が減ることになっております。これは隠岐の島町だけの問題ではありません。大変な問題になっております。それを先般、そういうことでは困るということで、総務省の方に、佐藤局長の方へ町村会として要請に上がりました。

そういうことで、今、国も算定基準を見直しをする。そういうことにならないように頑張りたいというようなお話でございましたのでご報告を申し上げ、そういう状況の中で対応してきたことを是非ご理解いただきたいと思います。

7 番 (齋 藤 幸 廣)

歳入を増やすために確かに財政出動とか考えられるのですが、もっとお金をかけなくてできることがあったのではないかと。例えばの話ですが観光客が非常に減っている、減ってきた。観光客というのはお金を落としてくれます。そういうことによって観光業者の収入が増えて、決算もよくなって改善して、あるいは従業員の給料も上がって、雇用が増えたり、そういうことができたのではないかと。観光客を増やすということは、ソフトの面が大きいと思うのです。そんなにお金をかけなくてもできたことじゃないか、そういうことに取組むことを何故

積極的にできなかったのか、ということをお願いしたいと思います。

番外（ 町長 松田和久 ）

齋藤議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

私たちは、国・県・市町村・関係外郭団体、例えば道路公団のような団体の負債も合わせますと1,100兆円を超えていると言われておりますが、何とか税収を上げて行くために、市町村に先回って国が“観光立国”という政策を打出したのは外貨獲得をどうしていくか、もう貿易だけではどうしようもないということから起こしたのが“観光立国”ということだと私は思っております。

そういう中で私たちも、もっともっと観光に力を入れるべきではなかったのかということですが、実は観光にも力を入れてきたつもりです。ところが、三位一体改革やアメリカの経済が不景気になったということも相まって、国民の懐が非常に厳しくなってきたというようにも聞いておりましたが、全国的に一部の地域以外は観光客も減ってきたという状況がずっと続いてきております。

特に、隠岐では再三申し上げますように特に船舶の航路運賃が高い、本土で移動する距離の倍はかかるというようなことがあって、「隠岐はいい所だが、あまりにも高くてね。」というのが帰るお客さんの言葉だったみたいです。そういうことで“おもてなし”で頑張ってもこれか、ということから国当局に対して、全国離島振興協議会として低廉化対策を今後は大きな柱の一つとして要求していくんだということをお願いをさせてもらって、これからは離島航路の低廉化対策等に取り組みながら、島がもっともっと安心して自立できるような体制整備を今後取組んで行きたいとこのように考えておりますので、その辺りもご理解願いたいと思います。

7番（ 齋藤幸廣 ）

それでは、分割の二のほうに入りたいと思います。

二の問題も一の問題を踏まえた上で質問ということになりますが、先日の新聞で平成25年度の普通交付税から算定した現段階での一本算定による減額幅は、隠岐の島町の場合11億8,400万円とありました。算定見直しを県として要望するということでしたが、これは合併当初から県も市町村も分かっていたことであり、10年間という猶予期間があったのです。国がすんなりと要望を受入れるとは思えません。

国の財政状況、震災復興、福島原発の汚染水対策、東京オリンピックのための競技場、交通網の整備などを考えていくと、とてもこの要望を受入れることは無理な状況だと言わざる

を得ません。

そこで質問です。23年度の決算を基にした中期財政計画総括表によると、交付税の減額幅は平成25年と32年を比較すると約19億円になると想定しています。この難局をどう乗切らべきと考えておられるのか、その決意と手立てを示してください。

歳出の削減では、人件費、普通建設費などの減しか考えられない状況です。しかしこれでは職員の意欲の更なる低下、町の経済の低迷を招き、町税収入の減少へとつながってしまいかねません。最悪の事態に陥ってしまう恐れが濃厚となってきます。残る手立ては何と考えるか示してください。

番外（町長 松田和久）

齋藤議員の分割質問二点目にお答えをいたしたいと思います。

一点目の「中期財政計画によると地方交付税は約19億円削減見込みであり、その手立てはあるのか」というご質問ですが、中期財政計画総括表による普通交付税の額は、約19億円減と想定しておりますが、同じく歳出におきましても公債費を始め人件費等減額となり、収支差引4億円余りの不足額になると試算しているところでございます。更なる行財政改革が必要であると考えております。何れにいたしましても、現行の交付税算定で行うとすれば厳しい状況に変わりはありません。

そこで、町村合併の特殊事情、現状と乖離しております算定項目等を検証し、県、町村会や全国離島振興協議会を通じまして、算定項目の見直し等強く働きかけているところでございます。この件については先ほども言いましたように、先般総務省の佐藤局長まで行って話をしました。議員おっしゃるように一本算定5年間をもっと先に延ばしてくれという要望も実はしてはみましたが、それは法律で決まったことですのでこれについてはどうするわけにもいかないということでございますが、しかし、いろいろなものの中身については、算定外も含めて総務省から関係課へ指示が出されている。今検討するということですので、計数的には今後更に改善が図られるものだろうというように考えております。

4か町村が合併をし、支所が3箇所、中村には出張所がございます。こういったものが全然、地方交付税に算入されないというのはおかしいではないかと。公共交通機関はバスしかないそういった所で生活をなさっている方、これ以上職員を減らすことはできない、そういう実情を考えるなら交付税で何故それがみてもらえないかということも先般お話を申し上げましたし、また、松江とか滋賀県の方の湖などは面積要件の算定に全部入っているのです。ところがこの経済水域の関係からいうと、全国の離島の7割を計測起点してそこから点が引

かれて447万平方キロ出ている、離島にはそういうような配慮が少しはあってもいいのではないかという要望も佐藤局長には直接訴えてまいり、「そうですね。」ということでして、そういったことについても今後もお願いをして行きたいと考えておりますので、よろしくお願いをいただきたいと思ひます。

二点目の「島の経済の冷え込みは避けることができるのか。手立ては何と考へているか。」というご質問ですが、議員仰せのとおり歳出削減だけでは経済の活性化は見いだせないとも私も同じように思ふところですが、決して削減だけをしているのではなく、並行して緊急経済対策、雇用対策に今取組んでおりまして、毎日のように入札をしているのもそのことだと思ひております。

今、新たに計画をいたしてありますエネルギー関係事業、水産物加工事業等、雇用増が望めます事業等を積極果敢に推進し、一時的な施策で終わることなく、若い人の雇用の場を確保することが、定住人口を増やすことになりますし、税収増にもつながることと思ひておりますので、最悪の事態を招かないように精一杯取組んでまいりたいと、このように考へておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思ひます。

7番(齋藤幸廣)

今の町長の答弁を聞かせていただいて、緊急にことを進めないといけないう状況の中での、これまでと同じような対策というか、そういうことを進めて行く、それでいいのかという気がします。

まず、19億円の交付税の減少と歳入歳出の不足額4億円という数字、これは非常に大きい数字と私は解釈してあります。

国に要望し、国も検討すると言っておられますが、国は今この間の安倍首相の決断によって法人税の震災復興税の加算を止めると、法人税減税に取り組むと言っておられました。これによる財源をどこから支度するのか、金額は分かりませんでしたがこういうことも考へていくと、国が離島や中山間地や合併した市町村に対しこの特例措置を緩めるということは、先ほども言ひましたが国の歳出は大きく増えていく、また赤字国債を組むのかという状況の中で、私は認められないのではないかと思ひてあります。

次に二点目のことについて、これは解釈の違いだと言われればどうしようもないのですが、今の状況を客観的に判断すると、国にそれだけの財政的な余裕はないと思ひてあります。もし、それをやるとしたら留まることのないインフレになっていくという学者の方もおられます。

町長の言われた、国にお願いするというのが客観的に見てできないのではないかと私は言っているところであります。これからの対策として、お答えの中に削減だけを考えているのではない。いろんな経済対策をやっていくんだと言われましたが、4億円の収支不足が出る中でそういうことができるのか、単年度の4億円、それがずっと続くわけですから、どこまで続くかという問題はありますが、そこらを積立金でどうカバーしていくのか、具体的な数字を計算されたことがあるのかどうか、その上で言うておられるのかどうか聞きたいと思います。4億円不足は何年間続くはずでございます。その前から1億とか2億とかの不足額が生じてきておりますから。そのこのところ、根拠のもった説明をお願いしたいと思います。

番外（町長 松田和久）

ご質問にお答えをいたします。

試算をすると差引き4億円の赤字になる、議員おっしゃるように4億円というのは大きな数字であります。それをどうやって克服するか、具体的にはやはり第3次行財政改革も更にやっていかななくてはならないと思います。しかし、現状では誰かが言ったように、乾いたタオルを更に絞り込むような対策でやってきて、もう人件費、物件費についても、これ以上削減しようがない状況にあることも事実なわけです。

しかしながら、財政当局と話し合いをする中では、安易な方法だと言われればそれまでかも知れませんが職員を更に削減していくしかない、そういったことも今話しています。これも全てではありません。現在約270名前後ぐらい、目標が260名ですが、これが少なくとも220名台までは下げていかないと、ということなのですが今でさえ行政サービスの面で問題が出てきていると私は思っております。

そういう中で、職員組合ともいろいろ話し合いをさせてもらっておりますが、やはり立場の違いがありまして「はい、分かりました。」というわけにはいきませんが、まだまだ民間でできることを行政がまだやっている部分もないことはない、こういったものを徹底的に民営化して。そして、一般行政の職員をこれ以上減らすというようなことがまた大きな問題となってきます。物件費が増える要件にもつながってくるということですので難しい問題ではありますが、今のところでは試算上はどうしてもあと20、30人は下げざるを得ないのではないかとこのように言われておりまして、そういった中で細くても今のような行政サービスを続けられる範囲でどこまで絞り込めるかということ、十分に今後の行革では検討をさせていながら、一方では国にだけお願いするのではなく具体的にやれる方法を考えながら

い。

国の方は、もう既に各関係部課には総務大臣から指示が回って、合併市町村が自立できないような形にならないように、交付税の算定基準の見直しを総合的に、今、まさに取りかかっているということでした。そういったものを考えていきたいと思ひますし、自民党政権では「国境離島振興法」を作つて、国境離島にある市町村に対する支援をもつと強固にするべきではないかという意見が、今まさに出始めているというような情報もいただいております。今後そういうものと合わせ持って、何とかこの島が自立できるように是非考えていかななくてはならないと考えておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

7番(齋藤幸廣)

町長の答弁の中で、第3次行財政改革ということも視野に入れた対策をとつていかななくてはならないと、また職員数についても触れられました。

町長は、本当に強力なリーダーシップをもつて、いわゆる評判が悪くなるような、それに職員だけでなく町民に対するサービスも、多分今までのようにはいかないと思ひます。そういうことを、対策を、取組んでいかななくてはいけないと私も考えております。

しかし、ここで私が申し上げたいのはリーダーシップということについて、本当に町長一人のリーダーシップでこういうことが可能かということをお願いしたいと思ひます。

ある新聞記事の中にありましたが、『日本は、リーダーシップを発揮する習慣のない国と感じるのが、事故で電車が止まった時だ。タクシー乗場に長い列ができると、外国の場合誰かが相乗りを誘いだす。しかし日本人の場合、係員が相乗りを呼びかければ従うが、そういう役割の人がいないと自分から誘うことはしない。黙々と長蛇の列に並んで一人1台を独占して行く。しかし、リーダーシップとはその人に生まれつき備わつたものではない、スポーツや勉強と同様に学べるものだ。』と書かれておりました。

これは、職員を始めとして、また議会においても、町民の皆さんも、このような自分の置かれた場をどう切り開いて行くのか、一人ひとりが考えていく、そういうことが求められている時代になってきたのではないかと私は考えております。

今年度の予算でしたか補正でしたか、研修費というのが組まれている項目を目にした記憶があるのですが、一人ひとりが今、自分が置かれた場でどういう解決をしていくのかということに取組む、そういうことが特に職員には要求されているのではないかと私は考えております。それから、町民の協力は是非必要だと思ひます。これを進めるにあたっては、情報の公開ということに是非取組んでいただきたい。真摯に今の隠岐の島町のおかれてる財政が

ら、いろんな問題全てを赤裸々に町民に語りかけて行く、それによって町民が情報を共有し、そして協働してことにあたることができてるのではないかと、それは、隠岐の島町に合併する前西郷町の時代だったと思うのですが、ニセコ町の逢坂町長をお呼びして、それを契機に“まちづくり条例”でしたか、そういう条例を作った経過がございます。今一度初心に戻って実行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

番外（町長 松田和久）

ご案内のように、私も4期目を今迎えております。仕上げの時期だと自分自身は思っております。職員もそのことは十分に感じていただいていると私は思っております。

リーダーシップというのは、ややもすると上意下達と紙一重だと思っております。決して上意下達であるようなリーダーシップは図る考えはありません。十分に職員と連携をして、そしてみんなで納得をしてやっていきたい。このような考え方で日々努力をしているつもりでございます。

そういう中で、私は今ここで言うのはどうかと思いますが、本当に今役場の職員は260数名、自分を顧みず一生懸命頑張ってもらっている。私は日々感謝をしながら出勤をしております。そういう中で、みんなで頑張っていく。その、たまたま“こづかい頭”に私がいるんだという真摯な気持ちで取組んでいるつもりですし、先ほど申されました逢坂さんの話ではありませんが、地方自治“まちづくり”の基本は「住民」だということを絶えず頭から離すことなく、条例がどうのこうのでなく、そういう姿勢で今後も与えられた期間中、精一杯頑張っていきたいと考えておりますので、よろしく願いをして終りたいと思います。

議長（石田茂春）

以上で、齋藤幸廣 議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日9月25日は定刻より、「質疑」を行います。

本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 11時53分 ）

以 下 余 白